

増加する児童虐待相談に迅速かつ適切に対応していくためには、児童相談センター及び市町村の機能強化が重要です。

児童相談センターは、児童虐待対応の専門的中核機関としての機能を十分果たせるよう、専門職員の量的確保及び質的向上を図るとともに、夜間・休日の相談対応や家族再統合*₂への支援などの充実を図る必要があります。

また、市町村は、身近な子育ての相談・支援機関であり、児童虐待相談の一義的窓口でもあります。中でも市町村が設置する要保護児童対策地域協議会*₃は、支援を必要とする子どもや家庭についての情報を共有・集約する場として重要な役割を担っており、その機能強化を図る必要があります。

一方、児童虐待防止は、県・市町村、関係機関等の連携を強化し、社会全体で一体となって取り組むことが重要です。中でも、児童虐待やその兆候に気づきやすい立場にある医療機関や、地域の見守りに重要な役割を担っている児童委員との連携を推進する必要があります。また、子育てに不安を感じている保護者が相談しやすい体制を整備することも必要です。

さらに、妊娠期からの児童虐待予防対策を推進することが求められています。

市町村では、妊娠届出書の受理、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、乳児家庭全戸訪問事業など、母子保健における様々な機会を活用して子育て支援を行っていますが、福祉と連携し、養育支援訪問事業を一層推進するとともに、住民票の住所地に居住実態がないために行政が子どもの所在を把握できない「所在不明児童」など虐待リスクの可能性が懸念される家庭への対応として、健診未受診者把握の徹底等に取り組む必要があります。

* 2 家族再統合

児童虐待を受けた子どもと保護者が、安全かつ安心できる状態でお互いを受け入れられるようになること。児童相談センターでは、家族再統合のための保護者に対する指導や、子どもに対する心理的ケアなどを実施している。

* 3 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

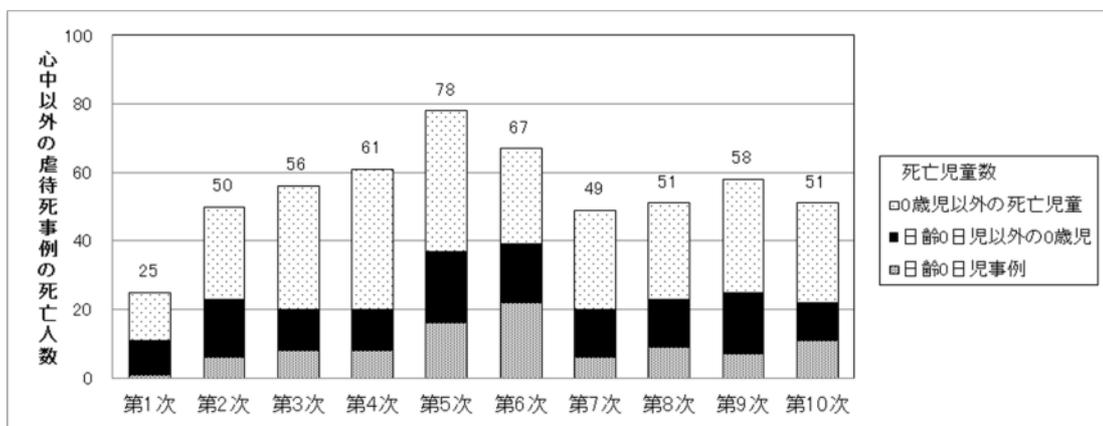
保護を必要とする子どもや、支援を必要とする子ども・妊婦・家庭への適切な支援を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う協議会。

事務局として、関係機関等のうちから「要保護児童対策調整機関」を指定し、要保護児童等に関する状況把握や関係機関等との連絡調整を行っている。

また、国の専門委員会による「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第10次報告）」によれば、第1次報告以降（平成15年7月～平成25年3月）の心中以外の虐待死事例のうち、出産直後に児童虐待により死亡する「日齢0日児事例」が全体の17%を、日齢0日児を含む0歳児が44%を占めています。

日齢0日児事例は、望まない妊娠によるケースが多く見られることから、そうした妊娠に悩む方を早期の受診や支援につなげていけるよう、相談体制の整備に努めるとともに、子どもが泣き止まないことにいらだち、強く揺さぶることにより脳を傷つける「揺さぶられ症候群」を予防するため、出産前の早い段階から乳児の「泣き」の特徴などへの対処方法等についての啓発を行う必要があります。

図表 48 心中以外の児童虐待による死亡児童数（全国）



資料：社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第10次報告」

注：第1次は平成15年7月～12月（6ヶ月）、第2次～第4次までは平成16年～平成18年の暦年、第5次は平成19年1月～平成20年3月（1年3ヶ月）、第6次以降は平成20年度～平成24年度の各年度に発生した死亡事例を対象としている。

取組の方向性

児童虐待相談に適切に対応していくため、児童相談センターや市町村の機能を強化し、関係機関等との連携を推進するとともに、妊娠期からの児童虐待予防を進めます。

◇今後の取組

（児童相談センターの体制の強化）

- 増加する児童虐待相談に迅速かつ適切に対応できるよう、児童相談センターの専門職員（児童福祉司及び児童心理司）の適正配置に努めるとともに、子どもを安全に保護するための警察官又は警察官OBの配置など、他分野からの人材の確保に努めます。

◇今後の取組

(児童相談センターの体制の強化)

- 増加する児童虐待相談に迅速かつ適切に対応できるよう、児童相談センターの専門職員（児童福祉司及び児童心理司）の適正配置に努めるとともに、子どもを安全に保護するための警察官又は警察官OBの配置など、他分野からの人材の確保に努めます。
- 児童相談センターの専門職員の資質向上を図るため、経験年数に応じた計画的な研修を実施するとともに、スーパーバイザー（専門職員の教育や指導を担当する職員）を配置し、日常的なOJTを実施します。
- 夜間・休日においても専門職員が児童虐待相談に直接対応できるよう、相談窓口の集約や一時保護所の専門職員の活用、外部委託等を検討します。
- 緊急に保護を必要とする子どもを一時的に養育するための施設として、児童相談センターに一時保護所*₄を1か所（定員48名）設置していますが、心理療法や行動観察を始め保護した子どもの処遇を適切に行うため、2か所目の一時保護所（定員30名）を開設します。（以上 健康福祉部）

(家族再統合、重大事例の検証)

- 虐待を受けた子どもと保護者が、安全かつ安心できる状態でお互いを受け入れることができるよう、児童相談センターにおいて家族再統合に向けた支援を実施します。
- 児童相談センターが継続して支援していたにもかかわらず、児童虐待により子どもが死亡した場合については、県は、早急に第三者による検証委員会を立ち上げ、児童相談センターの対応について検証を行います。検証後は、再発防止策の速やかな実行に努め、合わせて児童相談センターにおいて市町村における再発防止策の実行を支援します。（以上 健康福祉部）

(市町村への支援)

- 届出や申請に対応する市町村職員の児童虐待への理解を深め、児童虐待の兆候に気づくことができるよう、県は、市町村の窓口担当職員を対象とした研修を実施します。

* 4 一時保護所

保護した子どもの一時的な養育を行う施設。

児童相談所に設置し、迷子や児童虐待等による緊急保護のほか、具体的な援助指針を定めるための子どもの行動観察や生活指導、短期の心理療法等を実施する。

- 市町村における関係機関との連携強化を図るため、児童相談センターにおいて要保護児童対策地域協議会に指導・助言を行います。また、県は、要保護児童対策調整機関の職員を対象とした研修を実施し、要保護児童対策地域協議会の機能強化と専門性の向上を図ります。(以上 健康福祉部)

(関係機関等との連携の推進)

- 県全域での関係機関のネットワークの強化を図るため、県は、愛知県要保護児童対策協議会を開催し、児童福祉、保健医療、教育、警察、人権擁護などの関係機関との連携や情報の共有に努めます。
- 児童虐待通告に対しては、近隣住民や学校、保育園・幼稚園、病院、警察を始めとした関係機関の協力が必要です。関係機関との連携強化を図るため、児童相談センターは、引き続き関係機関連絡調整会議を開催します。
また、子どもの安全の確保に万全を期すため、児童相談センターは、立入調査等の対応についての合同訓練を実施するなど、警察との連携強化に努めます。
- 児童虐待防止医療ネットワーク事業の充実を図るため、県は、地域の中核的医療機関等の関係者による症例検討など、医療機関の児童虐待対応力の向上に努めます。
- 地域における虐待対応力の向上を図るため、県は、児童委員や地域の方々、関係機関の職員を対象とした啓発セミナーや研修を実施するとともに、NPO等が実施する児童虐待防止活動を支援します。(以上 健康福祉部)

(相談体制の整備・予防教育の実施)

- 社会全体で児童虐待に対応していくとともに、子育てに不安を感じている保護者に対し、相談窓口を周知し、早めの相談を呼びかけるため、県と児童相談センターは市町村と協力して、オレンジリボン・キャンペーン*₅を実施します。
- 子どもと子育てに関する悩みについての気軽な相談窓口として、県は、匿名での相談にも対応する電話相談(365 日子ども・家庭 110 番)を実施します。
- 子どものうちから児童虐待問題についての基礎知識を学ばせるため、県は教育委員会と協力して、中学生を対象とした虐待予防教育プログラムを作成します。(以上 健康福祉部)

*5 オレンジリボン・キャンペーン

毎年11月の児童虐待防止推進月間に、「子どもの虐待防止」の象徴であるオレンジリボンの啓発を通じて、保護者や県民に児童虐待問題や相談先の周知等を行うキャンペーン事業。

オレンジリボンには児童虐待を防止するというメッセージが込められています。



(妊娠期からの虐待予防のための啓発)

- 県は、望まない妊娠の相談に応じる窓口の周知を行い、必要に応じて関係機関と連携し、適切な支援に努めるとともに、学校等の関係機関と連携し、妊娠・出産等に関する知識の普及に努めます。
- 児童相談センターは、市町村や医療機関、助産師会等と協力して、出産後に子どもの養育ができない方に対し、特別養子縁組を前提とした新生児里親委託制度*₆について周知を図ります。
- 県は市町村と連携し、乳児の「泣き」や揺さぶられ症候群について、母子健康手帳の交付時やパパママ教室、妊婦への家庭訪問時等での啓発に努めます。

(以上 健康福祉部)

(妊娠期からの虐待予防のための支援)

- 市町村は、妊娠届出時に妊婦の抱える不安を把握し、必要に応じて養育支援訪問等の支援に努めます。県は、市町村養育支援訪問事業の充実を図るため、市町村の福祉及び保健関係職員を対象とする症例検討や研修等を実施します。
- 乳幼児健康診査の未受診者については、児童虐待のハイリスクとなりやすいことから、市町村は、関係機関等と連携してその状況把握に努め、保護者がひとりで悩まないよう、必要な家庭に対する支援を行います。県は、他の自治体の先進的な取組について情報提供を行うなど、市町村における未受診者対応が充実されるよう支援を行います。
- 児童相談センターは福祉事務所等と連携し、出産後の子どもの養育が困難な家庭が安心して出産を迎えられるよう、相談支援や生活支援を行います。

(以上 健康福祉部)

◇5年後のあいちの姿（数値目標）

項目名	現況	目標
養育支援訪問事業を実施している市町村の数	35 市町村 (平成 25 年度)	全市町村 (平成 31 年度)

* 6 特別養子縁組を前提とした新生児里親委託制度

子どもを育てることができない場合に、児童相談センターにおいて妊娠中から相談に応じ、出産直後から特別養子縁組を前提として里親に養育を委託する制度。

妊娠中の女性が安心して出産を迎え、生まれた子どもも特定の大人との愛着形成を育むことができ、また、迎える里親も自然に親子関係を築くことができるという利点があり、厚生労働省から各都道府県あての通知の中で「愛知方式」として紹介された。

基本施策 16 社会的養護体制の充実

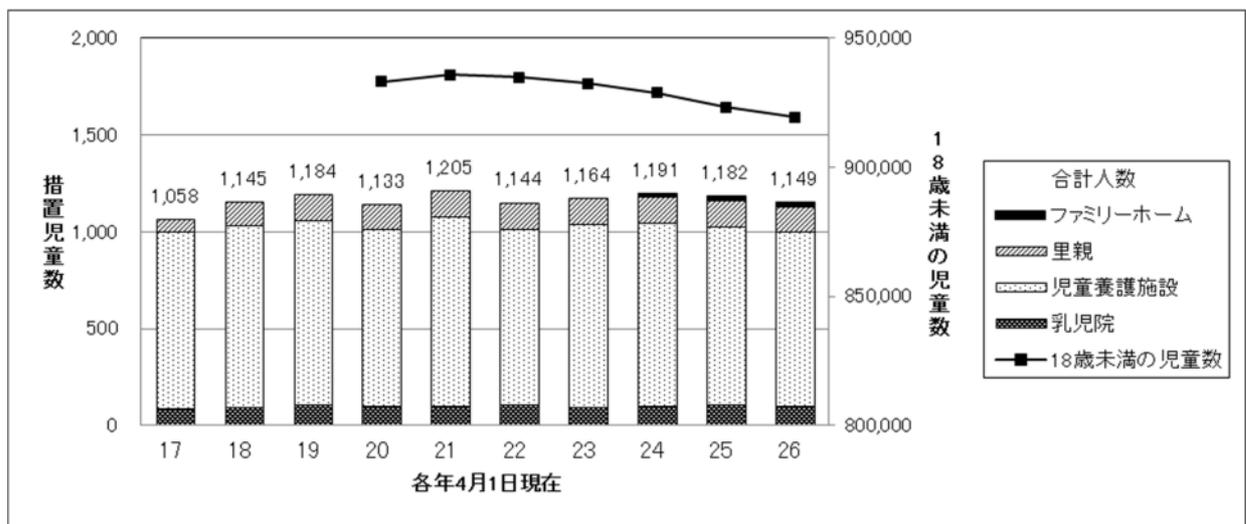
◇現状と課題

児童養護施設の小規模化・地域分散化、里親委託の推進

保護者がいない子どもや、病気や経済状況等の理由により保護者が育てることができない子ども、児童虐待によりその家庭での養育が適切でない子どもを、公的な責任により養育することを「社会的養護」といいます。

愛知県（名古屋市を除く）では、18歳未満の子どもの数は減少傾向にありますが、児童虐待相談の増加や経済状況の悪化等により、社会的養護を必要とする子どもの数は、ほぼ横ばいとなっています。

図表 49 措置児童数数の推移（愛知県）



資料：愛知県健康福祉部「児童・障害者相談センター 児童相談センター 業務概要」

注：名古屋市を除く

子どもの心身の成長のためには、できる限り家庭的な環境で、安定した人間関係の下で育てること（家庭的養護）が重要です。

このため、社会的養護は、原則として家庭養護（里親^{*1}、ファミリーホーム^{*2}）を優先するとともに、施設養護（児童養護施設^{*3}、乳児院^{*4}）もできる限り家庭的な養育環境の形態（本体施設の小規模グループケア化、グループホーム）に変えていくことが必要です。

国においては、家庭的養護を推進するため、本体施設（小規模グループケア）、グループホーム、里親・ファミリーホームの割合を3分の1ずつにしていく目標が掲げられています。

この目標達成を目指し、都道府県においては、平成27年度から平成41年度までの15年間の推進期間とした長期的な計画を策定することとされており、また、推進期間を5年ごとの3期（前期・中期・後期）に区分し、各期ごとの目標を設定することとされています。

里親制度は、虐待等により心に傷を負った子どもを自らの家庭に迎え入れ、温かい家庭的な雰囲気の中で養育することができ、愛着形成の観点から非常に望ましい制度です。愛知県では、社会的養護を必要とする子どものうち、児童養護施設や乳児院への入所割合が高い状況が続いており、里親委託を推進していく必要があります。

登録里親数は順調に増加していますが、養子縁組を希望する「養子縁組里親」が増加しており、保護者に代わって子どもを養育する「養育里親」のみを希望する里親は増加していません。家庭的養護を推進するためには、里親委託のさらなる推進が必要であり、積極的に養育里親希望者の掘り起こしを行う必要があります。

また、養育者の住まいにおいて一定人数の児童を養育する「ファミリーホーム」は、子どもにとっては特定の大人との関係を結ぶことができ、また、里親委託に反対する保護者の理解が得られやすい利点もあることから、増設していく必要があります。

* 1 里親制度

家庭での養育に欠ける子どもを、自らの家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解のある家庭的な雰囲気の中で養育することにより、愛着関係の形成など児童の健全な育成を図るための制度。

* 2 ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）

社会的養護が必要な子どもを、相当の経験のある養育者の住居（ファミリーホーム）において養育を行う事業。

* 3 児童養護施設

保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童（乳児を除く。）を入所させて、これを養護し、あわせてその自立のための援助を行う施設。

* 4 乳児院

保護者のない乳児、虐待されている乳児、その他環境上養護を要する乳児を入院させて養育する施設。

図表 50 里親・ファミリーホーム（FH）の推移（愛知県）

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
登録里親数	養育里親	210 人	241 人	269 人	296 人	271 人
	養育のみ	133 人	142 人	145 人	148 人	128 人
	専門里親	21 人	21 人	21 人	22 人	25 人
	養子縁組里親	85 人	107 人	128 人	152 人	175 人
	親族里親	2 人	1 人	1 人	2 人	3 人
	計	216 人	248 人	275 人	302 人	306 人
受託里親数		82 人	76 人	83 人	84 人	87 人
FH事業所数		－	3 か所	4 か所	4 か所	6 か所
委託児童数	里親	136 人	129 人	133 人	134 人	129 人
	FH	－	17 人	21 人	22 人	28 人
	計	136 人	146 人	154 人	156 人	157 人
里親等委託率		12.0%	12.4%	13.1%	13.6%	13.9%

資料：愛知県健康福祉部調べ

注 1：名古屋市を除く

2：各年度末現在

3：複数種類の里親登録が可能であり、登録里親数の計と里親の合計は一致しない。

4：「里親等委託率」は、社会的養護を必要とする子どものうち里親等委託児童の割合

施設においては、家庭的養護を推進するため、本体施設の小規模グループケア化やグループホーム_{*5}の設置を推進していく必要があります。

図表 51 児童入所施設の推移（愛知県）

		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
児童養護施設	施設数	18 施設	19 施設	20 施設	21 施設	22 施設
	定員	1,018 人	1,068 人	1,078 人	1,100 人	1,140 人
	小規模グループケア	6 人	6 人	6 人	20 人	22 人
	グループホーム	72 人	78 人	84 人	84 人	90 人
乳児院	施設数	4 施設				
	定員	109 人				
	小規模グループケア	8 人	8 人	8 人	12 人	16 人

資料：愛知県健康福祉部調べ

注 1：名古屋市を除く

2：各年 4 月 1 日現在

さらに、退所した施設入所等児童は、冠婚葬祭や金銭管理を始めとした生活上の悩みを相談できる親族がない場合があり、社会的自立を支えていくためには、退所後も気軽に悩みを相談できる場が求められています。

また、高等学校や大学等への進学を推進するための学習支援の充実や、自立を支援するための「自立援助ホーム」*₆の活用が必要です。

取組の方向性

家庭的養護を推進するとともに、里親や施設職員の専門性の向上を図ります。

◇今後の取組

（里親委託等の推進）

- 里親委託を推進するため、里親の開拓や子どもと里親との事前調整、里親への研修等を行う里親委託推進員を、引き続き児童相談センターに配置します。
- 学齢期の子どもの里親委託を推進するために、児童養護施設における里親支援専門相談員の配置に努めます。
- 養育里親を確保するため、里親制度の普及・啓発を行うとともに、社会経験や子育て経験が豊富な定年退職後の世代への働きかけを行います。
また、里親に関心のある方に実際に養育体験をしていただくため、施設入所児童家庭生活体験事業を実施します。
- ファミリーホームの設置が促進されるよう、運営経費（児童保護措置費）における算定基準の改善等について、国に働きかけます。 （以上 健康福祉部）

* 5 小規模グループケア、グループホーム

児童養護施設では6人以上8人以下、乳児院では4人以上6人以下の小規模なグループ単位で養育（ケア）を行う体制。グループごとに、居室、居間、食堂、台所、浴室、便所等生活に必要な設備を備え、家庭的な雰囲気の中で、子どもに対する援助や生活指導を行う。

なお、本体施設の敷地外で実施するものを「グループホーム」という。

* 6 自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）

義務教育終了後に社会的自立ができていない20歳未満の子どもに対し、共同生活をおくる住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助や生活指導・就業支援を行い、社会的自立の促進を図る事業。

(里親への支援)

- 里親委託の不調や委託児童に対する不適切な養育（被措置児童等虐待）を予防するため、委託児童と里親との事前調整を慎重に行うとともに、里親の養育技術の向上のための研修を実施します。
- 受託中の里親に対する支援の充実を図るため、里親同士が情報交換や悩みごとを気楽に相談できる場として里親サロンを開催するほか、育児支援や家事援助等を行うための里親ヘルパーの派遣や、里親の一時的な休息（レスパイト）のための委託児童の一時預かりを実施します。 (以上 健康福祉部)

(施設養護の充実)

- 施設職員の支援技術の向上を図るとともに、被措置児童虐待を予防するため、家庭支援専門相談員や個別対応職員、基幹的職員等施設職員向けの研修を実施します。
- 施設の支援機能の強化を図るため、虐待を受けた子どもへの心理療法や、施設職員や保護者に対する助言を行う心理療法担当職員の配置を推進します。
- 子どもの養育に当たっては、子どもの人権に十分に配慮していく必要があります。子どもが安心して生活を送ることができるよう、施設における被措置児童等虐待の予防や、被措置児童等からの苦情や要請に対し適切な解決を図るための体制整備を支援します。
- 施設での悩みや心配ごと等について、児童相談センターの担当児童福祉司に直接相談できるよう、施設入所等児童に対し、「子どもの権利ノート」と「ミニレター」を配付します。 (以上 健康福祉部)

(施設の小規模化、地域分散化、機能の充実)

- 児童養護施設や乳児院において、本体施設の小規模グループケア化やグループホームの設置を計画的に推進するため、県は、大規模改修等に伴う施設整備助成に係る財源の確保に努めるとともに、グループホームの賃借料の助成を行います。
- グループホームについては、施設の運営経費（児童保護措置費）における算定基準の改善等について、国に働きかけます。
- 施設において、地域における子育て支援機能の充実を図るため、市町村子育て短期支援事業（ショートステイ事業）等を実施するとともに、児童家庭支援センター*₇の設置を検討します。 (以上 健康福祉部)

* 7 児童家庭支援センター

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに対して必要な助言等を行うとともに、児童相談所や児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行う施設。

(自立支援の充実)

- 施設入所等児童の高等学校や大学等への進学を推進するため、県は、施設等が行う学習指導を支援します。
- 退所する子どもの自立を図るため、児童相談センターと施設、里親等が連携して、就業指導や生活指導に努めるとともに、必要に応じ18歳までの措置継続や18歳以降の措置延長を活用します。
- 退職等により自立の継続が困難となった子ども(18歳以上を含む。)の自立支援を図るため、県は、自立援助ホームを活用していきます。
- 施設等退所児童に対するアフターケアを行うため、県は、施設が行う電話相談や家庭訪問などの退所後援助を支援します。(以上 健康福祉部)

◇5年後のあいちの姿(数値目標)

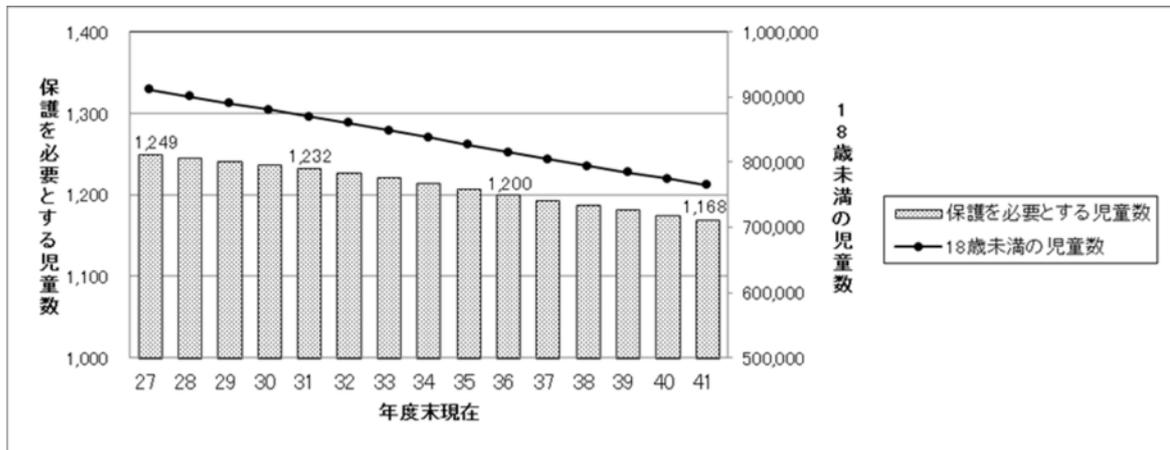
項目名	現況	目標
施設入所等児童に占めるグループホーム入所児童の割合(※)	6.9% (平成26年度)	10.1% (平成31年度)
施設入所等児童に占める里親等委託の割合(※)	13.7% (平成26年度)	15.7% (平成31年度)

※名古屋市を除く

家庭的養護のための愛知県推進計画

愛知県（名古屋市を除く。）において、平成 41 年度に社会的養護を必要とする子どもの数は 1,168 名となる見込みであり、すべての子どもに適切な養護を行う必要があります。

図表 52 保護を必要とする子どもの数（愛知県）



資料：愛知県健康福祉部調べ（推計）

注：名古屋市を除く

家庭的養護の推進に係る推進期間の目標は、次のとおりです。

図表 53 施設入所等児童の推移

	平成 26 年 11 月 1 日現在	前期 (31 年度末)	中期 (36 年度末)	後期 (41 年度末)
本体施設の割合	964 人 79.4%	914 人 74.2%	849 人 70.8%	731 人 62.6%
従前の形態	926 人 76.3%	763 人 61.9%	547 人 45.6%	69 人 5.9%
小規模グループケア	38 人 3.1%	151 人 12.3%	302 人 25.2%	662 人 56.7%
グループホームの割合	84 人 6.9%	124 人 10.1%	151 人 12.6%	234 人 20.0%
里親等の割合	166 人 13.7%	194 人 15.7%	200 人 16.6%	203 人 17.4%
施設入所等児童数	1,214 人	1,232 人	1,200 人	1,168 人

図表 54 社会的養護体制の推移

		平成 26 年 11 月 1 日現在	前期 (31 年度末)	中期 (36 年度末)	後期 (41 年度末)	
養育里親	登録里親数	134 人	138 人	142 人	146 人	
	委託児童数	136 人	152 人	158 人	161 人	
ファミリー ホーム	設置数	7 か所	8 か所	8 か所	8 か所	
	定員	41 人	48 人	48 人	48 人	
	委託児童数	30 人	42 人	42 人	42 人	
里親等委託児童数 ①		166 人	194 人	200 人	203 人	
乳児院	本体施設	施設数	4 施設	4 施設	4 施設	4 施設
		定員	109 人	109 人	109 人	109 人
		小規模グループケア	16 人	32 人	32 人	32 人
児童養護施設	本体施設	施設数	22 施設	22 施設	22 施設	21 施設
		定員	1,050 人	907 人	835 人	704 人
		小規模グループケア	22 人	135 人	304 人	704 人
	グループホーム	か所数	15 か所	23 か所	28 か所	43 か所
		定員	90 人	138 人	168 人	260 人
	定員合計		1,140 人	1,045 人	1,003 人	964 人
定員合計	本体施設	1,159 人	1,016 人	944 人	813 人	
	グループホーム	90 人	138 人	168 人	260 人	
	合計	1,249 人	1,154 人	1,112 人	1,073 人	
施設入所児童数 ②		1,048 人	1,038 人	1,000 人	965 人	
施設入所等児童数 (①+②)		1,214 人	1,232 人	1,200 人	1,168 人	

注 : 施設定員は、施設入所児童数が定員の9割となるよう設定

なお、目標については、達成状況等を踏まえながら、より一層家庭的養護が推進されるよう、随時見直しを行っていきます。

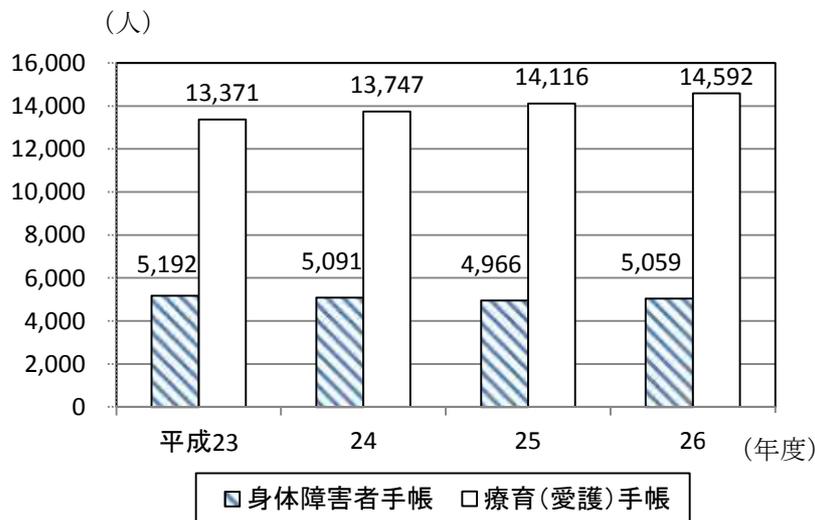
基本施策 17 障害のある子どもへの支援

◇現状と課題

障害に対する切れ目ない支援

本県の18歳未満の障害のある子どもについて各手帳所持者数でみると、身体障害のある子どもは横ばい、知的障害のある子どもは、増加の傾向にあります。

図 55 子どもの身体障害者手帳・療育(愛護)手帳所持者数の推移(愛知県)



資料：愛知県健康福祉部調べ

注1：18歳未満についての各年4月1日現在の状況

注2：療育手帳・愛護手帳は知的障害児(者)に対し、それぞれ愛知県・名古屋市が発行するもの

障害のある子どもの成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくるためには、子どものライフステージに対応した、切れ目ない支援を提供することが重要です。そのためには、まず、保健・医療・福祉・教育が連携して、できる限り早期に障害を発見し適切に対応することに加え、子どもの成長に応じて、療育や教育等に関わる機関が変化する場合においても、関係機関が連携を保ち支援を継続していくことが必要です。

また、必要なときに必要なサービスが利用できるサービス提供体制の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等への助言、指導を行うとともに、相談支援体制の整備についても、取り組んでいくことが必要です。